

松戸市脱炭素有識者会議（第1回） 議事次第

日 時 令和5年7月21日（金） 14:30～16:30

場 所 松戸市役所 議会棟3階 第2会議室

1 開会

2 松戸市挨拶（石和田副市長）

3 会長・副会長の選任

4 議 事

（1）松戸市の地球温暖化対策について

（2）近年の地球温暖化対策の社会動向等について

（3）事業者へのヒアリング及びアンケートについて

5 閉会

6 配付資料

資料1-1 議事次第

資料1-2 松戸市脱炭素有識者会議委員一覧

資料1-3 座席表

資料1-4 松戸市脱炭素有識者会議設置要綱

資料2 松戸市の地球温暖化対策について

資料3 近年の地球温暖化対策の社会動向及び松戸市の取組の方向性について

資料4 事業者ヒアリング及び事業者アンケートについて

参考資料1 松戸市脱炭素有識者会議のイメージについて

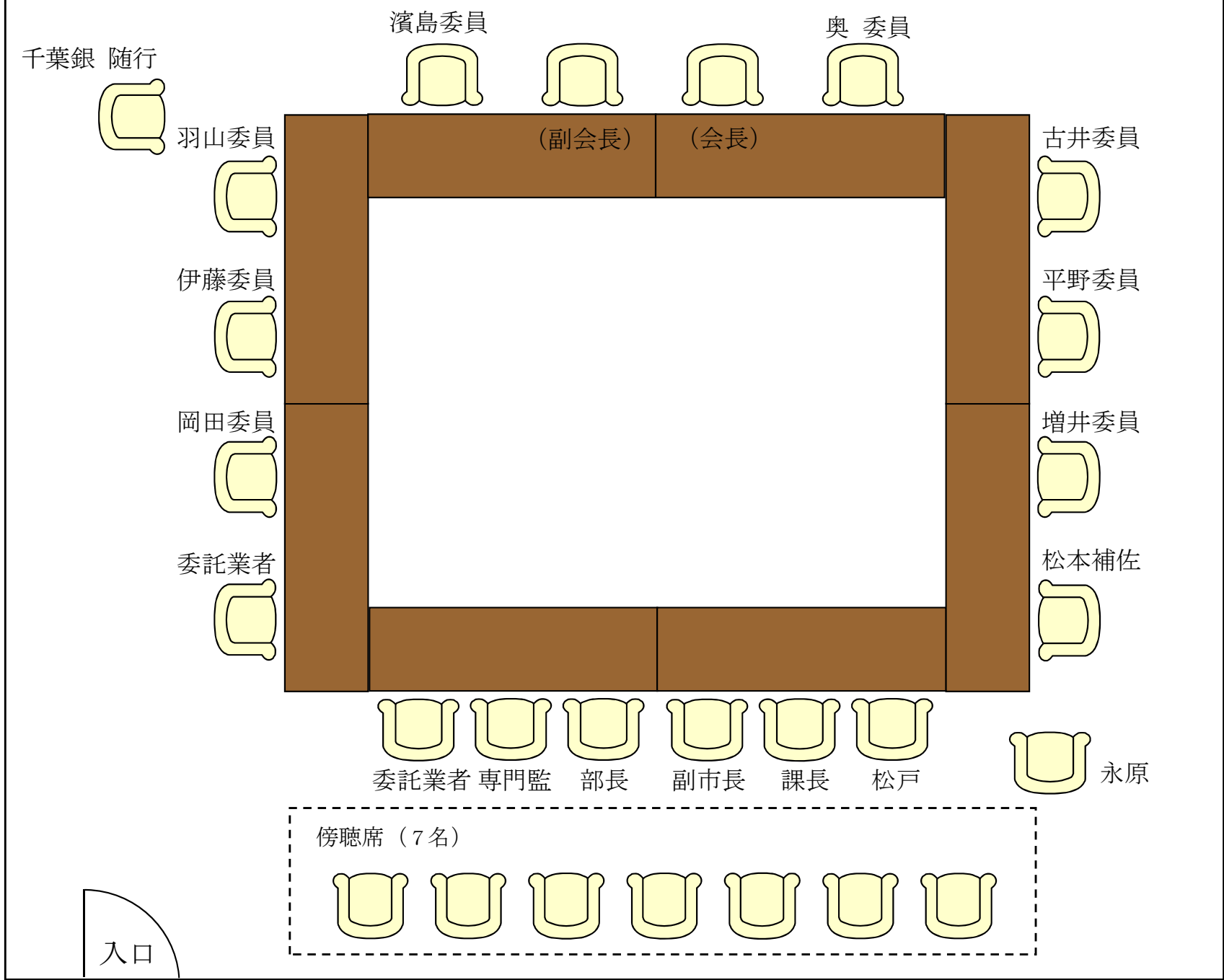
参考資料2 市民会議の開催について(案)

参考資料3 松戸市地球温暖化対策実行計画（抄）

参考資料4 松戸市都市計画マスタープラン（抄）

松戸市脱炭素有識者会議 委員一覧

所 属	氏 名
東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科 教授	奥 真美
元 流通経済大学 流通情報学部 教授	古井 恒
国立研究開発法人 国立環境研究所 地球システム領域 地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス 高度技能専門員	伊藤 洋
松戸商工会議所 中小企業相談所 所長	濱島 憲二
千葉銀行 法人営業部 ビジネスソリューショングループ 副部長	羽山 明
一般社団法人銀座環境会議 代表	平野 将人
東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社 支社長代理	岡田 真弓
京葉ガス株式会社 東葛支社お客さまサービスグループ グループマネージャー	増井 嘉則



松戸市脱炭素有識者会議設置要綱

(設置)

第 1 条 松戸市における今後の脱炭素社会構築のための政策を検討するために松戸市脱炭素有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 有識者会議は、松戸市における今後の脱炭素社会構築のための政策の方向性に関する事項の検討を行う。

(組織)

第 3 条 有識者会議は、別表の委員 8 名で組織する。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、有識者会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は有識者会議を招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、有識者会議の開催に際し、必要に応じ関係者の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(委員の責務)

第 8 条 委員は、検討の過程において知り得た情報を公開してはならない。ただし、市が公表した情報に関してはこの限りではない。

(庶務)

第9条 有識者会議に関する庶務は環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

所 属	氏 名
東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科 教授	奥 真美
元 流通経済大学 流通情報学部 教授	古井 恒
国立研究開発法人 国立環境研究所 地球システム領域 地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス 高度技能専門員	伊藤 洋
松戸商工会議所 中小企業相談所 所長	濱島 憲二
千葉銀行 法人営業部 ビジネスソリューショングループ 副部長	羽山 明
一般社団法人銀座環境会議 代表	平野 将人
東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社 支社長代理	岡田 真弓
京葉ガス株式会社 東葛支社お客さまサービスグループ グループマネージャー	増井 嘉則